

コミュニティタクシー運行要領（案）

1 目的

銚子市地域公共交通計画に課題として整理されている公共交通不便地域の解消に向け、兼ねてから要望が多い豊里地区において、タクシーによる定時定路線型の公共交通機関の運行に向けた実証実験を実施する。

2 効果

豊里地区に居住する住民の生活路線として位置付け、免許を持たない高齢者の日常生活の移動手段としての役割を担うと共に当該地域の活性化につなげる。

また、鉄道駅、バス停、スーパーなどへの移動を支える地域内交通として、既存の公共交通ネットワークを補完することで、鉄道・路線バスの利用促進につなげる。

3 運行計画

(1) 事業主体 銚子市

(2) 運行主体 銚子市タクシー協会に加盟するタクシー事業者

(3) 運行区域 銚子市豊里地区の一部（別紙 1 参照）

(4) 使用車両 タクシー車両

(5) 運行台数 1 台（午前、午後で車両入替）

(6) 運行日時 別紙 2 参照

（水、土、日曜日及び祝日並びに 12 月 31 日から 1 月 3 日は運休）

(7) 運行期間 令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日まで

(8) 利用料金 1 乗車につき 200 円

(9) 事故への対応 事故が発生した場合、運行事業者は速やかに適切な措置を講ずると共に、銚子市へ報告すること。事故に関する損害賠償等については、運行事業者で対応すること。

(10) 苦情等への対応 運行に関する苦情等については、銚子市で対応し、対応記録は両方で共有する。

(11) 禁止事項等

- ・ 車内での大声の会話や携帯電話での通話
- ・ 飲食及び喫煙
- ・ 酒気を帯びた方の利用
- ・ ペット同伴での利用（介助犬は除く）
- ・ 大きな荷物の持込※
- ・ 運転手による利用者の乗降補助

(12) その他 車両の定員（満員）に達した場合は利用をお断りさせていただきますのであらかじめご了承ください。

※原則、ご自身の膝の上か足元における程度の荷物とし、ベビーカーやシルバーカーの持込は可能としますが、運転手が乗り切らないと判断した場合は、ご利用をお断りする場合があります。